

# 三重大学における学生への経済的支援制度

## I. 高等教育の修学支援制度

- 対象者：学部学生（留学生を除く）
- 申請時期：4月・10月  
家計急変から3ヶ月以内（★）
- 支援内容：給付型奨学金＋授業料等減免

支援区分	奨学金（月額）		授業料等減免
	自宅通学	自宅外通学	
第1区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	全額免除
第2区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	2 / 3 免除
第3区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	1 / 3 免除

※支援区分は、マイナンバーを用いた家計判定による。  
※生活保護世帯の自宅通学者及び児童養護施設等から通学者の奨学金月額は、上表のカッコ内の金額。

### ★家計急変事由

- I. 高等教育の修学支援制度の場合  
生計維持者の死亡、事故・病気による就労困難、非自発的失業、被災による行方不明等
- II. 奨学金（日本学生支援機構）の場合  
上記「I」の場合に加え、生計維持者の離婚、失職（理由不問）、破産、病気等による支出増大等

- 主な要件：
  - ・入学時期等に関する要件  
高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないこと等
  - ・学力基準  
1年次：次の1～3のいずれかに該当すること  
1：高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1の範囲に属すること  
2：高等学校卒業程度認定試験の合格者であること  
3：将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること  
2年次以上：次の1～2のいずれかに該当すること  
1：GPAが在学する学部等における上位1/2に属すること  
2：修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
  - ・収入基準  
※父・母（専業主婦）本人・（自宅）・高校生（公立・自宅）の4人世帯で給与収入の場合の目安  
第1区分：295万円／第2区分：395万円／第3区分：461万円
  - ・資産基準  
学生本人と生計維持者2名の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

## II. 授業料・入学料の減免／徴収猶予

- 対象者：2019年度以前入学の学部学生（留学生を含む）、大学院生（留学生を含む）  
徴収猶予は2020年度以降入学者も対象
- 申請時期：4月・10月  
（入学料は入学手続時のみ）
- 支援内容：授業料・入学料の全額免除または半額免除  
あるいは徴収猶予

- 主な要件：
  - ・修業年限に関する要件  
修業年限＋1年まで申請可能  
（病気・留学などの休学期間は修業年数に含めず。）
  - ・学力基準  
1年次：本学入学をもって適格とみなす  
2年次以上：前年度までのGPA値が2.0以上 かつ 前年度までの修得単位数が標準以上
  - ・家計基準（半額免除）  
※父・母（専業主婦）本人・（自宅）・高校生（公立・自宅）の4人世帯で給与収入の場合の目安  
学部：645万円／大学院修士：678万円／大学院博士821万円

## III. 奨学金（日本学生支援機構）

- 対象者：学部学生・大学院生（留学生を除く）
- 申請時期：4月（第二種のみ10月も可能性有）  
家計急変から1年以内（★）
- 支援内容：奨学金の貸与（卒業後に返還必要）  
（貸与月額）

種類	第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）	
		から選択		から選択
学部生	自宅通学	2万円,3万円,4万5千円	2万円～12万円 (1万円単位)	
	自宅外通学	2万円,3万円,4万円,5万1千円		
大学院生	修士博士前期	5万円,8万8千円	5万円,8万円,10万円,13万円,15万円	
	修士博士後期	8万円,12万2千円		

- 主な要件：
  - ・学力基準（第一種奨学金）  
学部1年生：高校等における評定平均値が3.5以上であること  
学部2年生以上：前年度までの評定平均値が7.0以上であり、かつ標準修得単位数以上の単位を修得していること  
大学院1年生：進学前の評定平均値が7.0以上であること  
大学院2年生以上：前年度までの評定平均値が7.0以上であり、かつ標準修得単位数以上の単位を修得していること
  - ・家計基準  
※父・母（専業主婦）本人・（自宅）・高校生（公立・自宅）の4人世帯で給与収入の場合の目安  
学部（第一種）：742万円 / 学部（第二種）：1,096万円  
※大学院生の場合の目安  
本人の収入（定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額）と配偶者の定職収入の金額の合計額で判定  
修士（第一種）：299万円 / 修士（第二種）：536万円  
博士（第一種）：340万円 / 博士（第二種）：718万円

## IV. 奨学金（日本学生支援機構以外）

- 対象者：実施団体による
- 申請時期：随時（春、秋に集中）
- 支援内容：奨学金の給付・貸与
- 募集案内：三重大学に周知依頼があったものは、**大学HP（在学生用→福利厚生→奨学金）に掲載**

その他、日本学生支援機構のHPにも全国の奨学金情報が掲載されている

JASSO以外の奨学金